

報第2号

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会会議規則の改正について、令和3年1月20日に次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和3年1月21日提出

岐阜県教育委員会  
教育長

安福正寿

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで（略）

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで（略）

2（略）

第二条及び第三条（略）

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 （略）

## 岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議に出席することができることとした。

(関係条文：第8条、第9条、第30条)

### 2 施行日

公布日

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会会議規則（平成十二年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「参集できないとき、又は招集に応じる」を「会議に出席する」に、「その理由を付して会議の開会までに」を「会議の開会までに、その理由を付して、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、会議に出席することができる。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第三十条第一項中「とき会議室に」を「際会議に出席して」に改め、同条第二項中「とき、会議室に」を「際会議に出席して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会会議規則（平成十二年岐阜県教育委員会規則第三号）新旧対照表

| (新)   | (旧)  |
|---|--|
| <p>第一章及び第二章 略</p> <p>第三章 会議</p> <p>第六条及び第七条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>(参集等)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により、会議に出席することができ</p> <p>3 委員は、指定の時刻までに会議に出席する<br/>ことができないときは、会議の開会までに、その理由を付して、教育長に届け出なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第九条 削除</p> <p>第十条から第二十九条まで 略</p> <p>(採決の義務)</p> <p>第三十条 採決宣告の際会議に出席している委員は、採決に加わらなければならない。</p> <p>2 採決宣告の際会議に出席していない委員は、採決に加わることができない。</p> <p>第三十一条から第三十三条まで 略</p> <p>第四章から第六章まで 略</p> | <p>第一章及び第二章 略</p> <p>第三章 会議</p> <p>第六条及び第七条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>(参集等)</p> <p>2 委員は、指定の時刻までに参集できないとき、又は招集に応じることができないときは、その理由を付して会議の開会までに 教育長に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(委員の議席)</p> <p>第九条 委員の議席は、教育長が定める。</p> <p>第十条から第二十九条まで 略</p> <p>(採決の義務)</p> <p>第三十条 採決宣告のとき会議室に いる委員は、採決に加わらなければならない。</p> <p>2 採決宣告のとき、会議室に いない委員は、採決に加わることができない。</p> <p>第三十一条から第三十三条まで 略</p> <p>第四章から第六章まで 略</p> |

附  
則  
略

附  
則  
略